

## 自動販売機の公募について（Q & A）

事業者

Q 1 なぜ公募するのですか？

A 1 公平・公正に設置事業者を選定するためです。

Q 2 なぜ1年間の使用許可なのですか？

A 2 現行の条例規則では1年を超える使用許可ができないからですが、特に問題なければ3年間の継続を原則に考えています。

Q 3 3年間待たずに契約を解除（使用許可の取消し）する場合はありますか？

A 3 下関市から契約解除（使用許可の取消し）するのは、公募公告に記載している「1.8設置事業者としての決定又は使用許可の取消し」に該当する場合と、当該行政財産の用途又は目的を妨げると判断した場合のみです。後者によって契約を解除する場合は、その後の公募への参加を妨げません。設置事業者から契約を解除する場合は、3か月以上前に申し出る必要があります。

Q 4 応募（募集）と選考の2段階に分ける理由は？

A 4 事前に設置希望者数を把握するためです。また適合する事業者のみに見積書を提出してもらうためです。

Q 5 選考の際、見積金額（売上手数料年額）以外の要素は加味されませんか？

A 5 見積金額（売上手数料年額）のみで判断します。

Q 6 応募したのに不適合と判断されることはあるのですか？

A 6 原則、公募公告の「2.公募に参加できる者の資格」に該当すれば、不適合と判断されることはありません。

Q 7 応募申込書の名称は本店、支店又は営業所のどちらが良いでしょうか？

A 7 契約締結権のある代表者名をお願いします。契約締結権があれば本店、支店又は営業所のいずれでも構いません。なお、その代表者に適合する印鑑の押印と印鑑証明書の提出をお願いします。

Q 8 過去の自動販売機の設置実績は下関市内で3年間必要ですか？

A 8 市内に限定していません。日本国内での設置実績を記載してください。

Q 9 見積金額を売上手数料年額にしている理由は？

A 9 販売好調のメリット、販売不振のデメリットを設置事業者の利益又は不利益にすることによって、より営業努力を図ってもらう狙いがあります。

Q 10 売上手数料年額は3年間同額ですか？

A 10 売上の増減にかかわらず売上手数料は3年間同額です。自動販売機の設置が可能な状態である限り売上手数料は変更しません。使用料は毎年見直します。実費弁償金は子メーターの計測及びその時点の単価によりますので、変動します。

Q 11 消費税率が改正された場合はどう対応すればいいですか？

A 11 選考のために必要な見積書は消費税及び地方消費税相当額を抜いた金額で提出してもらいます。実際に下関市に納付していただく金額は、見積金額にその時点での消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

Q 12 見積金額が同額となった場合はどうしますか？

A 12 同額となった場合は、災害対応型のものを優先し、次に、他のブロックに決定していないものを優先します。最終的にこれらで判断がつかない場合はクジにより決定します。

Q 13 契約を辞退、解除又は使用許可の取消しをした場合3年間公募に参加させない理由は？

A 13 安易な応募を避けるため、選考により決定した者に責任を負ってもらうためです。

Q 14 契約を解除する場合3か月以上前に申し出が必要な理由は？

A 14 新しい設置事業者を決定するまでに必要な期間です。

Q 15 応募申込書を提出したのですが、参加を取り止めます。どうしたらいいですか？

A 15 応募申込書に○又は△を記載したブロックについては、必ず見積書を提出してください。見積書に「辞退」と記載いただいたら設置予定事業者となることはありません。

Q 1 6 提出する書類の押印は認印でいいですか？

A 1 6 すべての書類で、印鑑証明、印鑑登録証明されている印鑑を使用してください。

Q 1 7 添付書類はコピーでもかまいませんか？

A 1 7 必ず3か月以内に発行された原本を添付してください。

Q 1 8 見積書を書き損じました。再発行は可能ですか？

A 1 8 再発行しません。しかし、設置希望事業者で作成した見積書（同じ様式で作成すること）の提出で問題ありません。

Q 1 9 見積書の記載に誤りがありました。差し替えは可能ですか？

A 1 9 設置希望事業者又は設置予定事業者が印鑑証明、印鑑登録証明されている印鑑を使用して提出した書類の差し替えには一切応じません。

Q 2 0 応募した場合の審査結果はいつ分かりますか？

A 2 0 応募申込期限が1月20日であることから、決定後速やかに適合者に見積書の様式を送付する予定です。

Q 2 1 設置予定事業者になりましたが、辞退したいと思います。どうすればいいですか？

A 2 1 遅滞なく契約辞退・解除申請書を提出していただき、設置事業者としての決定又は使用許可の取消しを行います。なお、その場合以降3年間は下関市教育委員会教育部生涯学習課が行う自動販売機の公募に参加できません。しかし、そのような辞退にならないよう、よく検討の上、公募に参加してください。

Q 2 2 許可期間が満了したら原状回復が必要ですか？

A 2 2 許可期間満了日までに原状回復してください。ただし、下関市が原状回復する必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

Q 2 3 1. 5m<sup>2</sup>利用可能ですが、1m<sup>2</sup>で十分です。行政財産使用料は安くなりますか？

A 2 3 自動販売機1台とそれに必要な回収ボックス等を想定して1.5m<sup>2</sup>と算定しています。小型自動販売機等を設置し1m<sup>2</sup>で支障なければ、1m<sup>2</sup>分の行政財産使用料とします。